

探偵業の業務の適正化に関する法律

(平成一八年六月八日法律第六〇号)(衆)

一、提案理由(平成一八年五月二五日・衆議院本会議)

○佐藤剛男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

探偵業は、個人情報に密接にかかわる業務であります。現在、業としては、何らの法的規制もなされておらず、契約に関する苦情や恐喝事件等が年々増加しております。

このような状況にかんがみ、探偵業について必要な規制を定め、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することとするため、本法律案を提案することにした次第であります。

まず第一に、この法律案において「探偵業務」とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在または行動についての情報を収集することを目的として、面接による聞き込み、尾行等の方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいうこととしております。

また、「探偵業」とは、探偵業務を行う営業をいうこととし、専ら、報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除いております。

第二に、探偵業を営もうとする者は、営業所ごとに都道府県公安委員会に届け出を行わなければならないことにするとともに、暴力団員等、一定の事由に該当する者については、探偵業を営むことを禁止しております。

第三に、探偵業者等は、人の生活の平穩を害する等、個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならないとともに、重要事項の説明等、契約における義務等や秘密の保持等について定めております。

第四に、都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる規定等のほか、所要の罰則規定等を設けることにしております。

本案は、五月十九日の内閣委員会におきまして、全会一致をもって起草し、委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院内閣委員長報告(平成一八年六月二日)

○工藤堅太郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、探偵業の業務の運営の状況等にかんがみ、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とするものであり、探偵業務等の定義、探偵業に係る欠格事由、都道府県公安委員会に対する届出の義務付け、探偵業務の実施の原則、重要事項の説明等契約における義務、探偵業務の実施に関する規制、秘密の保持、都道府県公安委員会による監督、罰則その他必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長佐藤剛男君より趣旨説明を聴取した後、法律案提出の経緯と警察庁及び経済産業省の連携、探偵業の範囲と報道機関等の扱い、個人の権利利益の保護の在り方、探偵業に係る欠格事由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一八年六月一日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

- 一、本法が、個人の権利利益の保護に資することを目的としていることにかんがみ、契約時における依頼者への重要事項の説明等に係る規定の周知徹底、都道府県公安委員会による適切な監督などを通じて、調査の依頼者及び調査対象者の権利利益の保護が十分に図られるようにすること。
- 二、本法に基づく内閣府令、解釈基準等については、立法の趣旨及びその制定過程を踏まえるとともに、探偵業者、依頼者等を始めとした関係者に混乱が生じないように、その内容を速やかに公表し、周知徹底を図ること。
- 三、出版社が報道の用に供する目的で依頼を行った探偵業務及び作家、著述家、フリージャーナリスト、インターネット・メディア等による取材活動等については、探偵業法の適用除外となることを周知するとともに、その出版活動、著述活動、芸術表現等に制約を加えることのないよう、言論、出版、報道等の表現の自由に十分配慮すること。
- 四、学術調査活動のように調査結果に何らかの分析評価を加えることが前提とされるものや、弁護士活動、税理士活動のように特定人の所在又は行動についての情報を収集することについて依頼を受けているとはいえないものについては、探偵業法の適用除外となることを周知するとともに、それら活動に制約を加えることのないよう十分配慮すること。
- 五、本法の施行に伴い、探偵業の業務の実態を把握し、定期的に公表するとともに、その実態把握の結果及び独立行政法人国民生活センター等に寄せられる苦情相談等を踏まえ、所要の見直しを行うこと。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。